

# **(独)雇用・能力開発機構の 職業能力開発促進センター業務 ヒアリング資料**

---

平成18年11月10日

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# 職業能力開発促進センターの概要

---

## (1) 組織・定員 (H18.4)

- 全国62施設
- 常勤2,387人、非常勤266人

## (2) 収支決算 (H17)

- 収入18億円、支出451億円(収支の差額は運営費交付金等で補填)

## (3) 業務量の指標 (H17)

- 離職者訓練(訓練期間3~6ヶ月)
  - 1, 施設内訓練: 受講者数34,911人、就職率80.6%
  - 2, 委託訓練: 受講者数104,721人、就職率66.0%
- 在職者訓練(訓練期間2~3日)  
受講者数: 95,767人、受講者満足度97.0%、事業主満足度93.9%

## (4) その他

- (独)雇用・能力開発機構の職業能力開発施設として、職業能力開発総合大学校1校、職業能力開発大学校・短期大学校23校、創業サポートセンター2施設等が存在

# 論 点

## 論点① センターの業務自体の必要性

- ✓ 民間の専門学校等との役割分担について
- ✓ 地方公共団体の職業訓練校等との役割分担について

## 論点② 離職者訓練をセンターが担う必要性

- ✓ 現在、センターが民間委託を行って実施している7割の訓練について
- ✓ センターが直轄で行っている3割の訓練について

### ※離職者訓練

離職者を対象に行う訓練であり、ワードやエクセルの使い方のような初歩的なものからものづくり関係の高度なものまで、個々の能力・適性等に応じた多様な訓練コースを設定。雇用のセーフティネットとして実施するため、受講料は無料。

## 論点③ 在職者訓練をセンターが担う必要性

### ※在職者訓練

在職者を対象に行う訓練であり、基本的には、ものづくり関係の高度な訓練となっている。

# 論点① センターの業務を国が担う必要性

## (1) 民間の専門学校等との役割分担について

### <厚生労働省の意見>

- 雇用のセーフティネットとして必要不可欠であり、職業能力開発促進法に基づき、国は公共職業訓練施設を設置・運営する義務がある
- 民間では現に行っていない訓練、採算等の要因により民間では対応が困難な訓練に特化して実施
- 民間で実施できる訓練については積極的に民間委託し、センターの訓練としては廃止

### <検討の方向性>

- 雇用のセーフティネットの必要性については十分認識するが、特に大都市において専門学校等で実施している研修等を公共職業訓練所が重複して実施する必要はない
- 民間で現に行っていない訓練が存在するのは、民業圧迫によるものなのではないか
- 民間で実施できる訓練は積極的に民間委託し、センターの訓練としては廃止すべき

## (2) 地方公共団体の職業訓練校等との役割分担について

### <厚生労働省の意見>

- 国は雇用対策の観点からセーフティネットとしての職業訓練を行うとともに、高度・先導的な職業訓練を開発・普及し、自ら当該訓練を行う
- 地方公共団体は、地域のニーズをきめ細かく把握しつつ、地域の実情に応じた職業能力開発を実施し、雇用の創出・安定に向け取り組む
- 国と都道府県は職業訓練コースの設定等について必要な調整を行う

### <検討の方向性>

- 雇用のセーフティネットの必要性については十分認識するが、セーフティネットの維持を地方公共団体に委ねることも可能
- 地方公共団体の職業訓練校186校が存在するにもかかわらず、国のセンターを全国62カ所に配置する必要性は薄い
- 国と都道府県は必要な調整をするだけでなく、施設の統合等を積極的に検討すべき

## 論点② 離職者訓練をセンターが担う必要性

### (1) 現在、センターが民間委託を行って実施している7割の業務について

#### ＜厚生労働省の意見＞

- 民間で実施できる業務については積極的に民間委託している
- 職業能力開発促進法に基づき、国は公共職業訓練施設を設置・運営する義務がある

#### ＜検討の方向性＞

- 民間でできる業務については積極的に民間委託すべき
- 仮に受講者等に対する財政支援が必要であれば、受講者又は訓練実施事業者に対する助成金等の支給による枠組みやバウチャー方式などを検討すべき

### (2) センターが直轄で行っている3割の業務について

#### ＜厚生労働省の意見＞

- 求職者を実験対象にはできない
- 民間では現に行っていない訓練、採算等の要因により民間では対応が困難な訓練に特化して実施
- 委託訓練の受講者の就職率は、施設内訓練の受講者の就職率よりも低く、高い就職率が低下するおそれ
- 実施主体が入札のたびに変われば、これまで保有してきた知見が継承されない
- 指導者の質の確保が困難

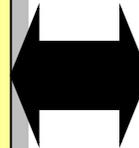
#### ＜検討の方向性＞

- 民間では対応が困難とする理由が不明確
- 民間で現に行っていないとしている訓練は、民業圧迫が原因なのではないか
- 受講者の多い一般的な内容の委託訓練の受講者の就職率が低く、受講者の少ない専門的な内容の施設内訓練の受講者の就職率が高いのは当然
- 知見の継承はデータベースの活用等による情報管理の徹底により十分可能
- 実施要項等の工夫により指導者の質の確保は可能

## 論点③ 在職者訓練をセンターが直轄で担う必要性

### ＜厚生労働省の意見＞

- 民間で実施できる業務については、センターの業務としては廃止
- 自ら労働者に対する職業能力開発を行う上で制約の大きい中小企業を主な対象として、ものづくり分野を中心に民間では実施していない「真に高度なもの」に特化
- 指導者の質の確保が困難



### ＜検討の方向性＞

- 民間でできる業務についてはセンターの業務としては廃止すべき
- IT関係や経営管理関係など現在行っている訓練が「真に高度なもの」なのか
- 「真に高度なもの」なのかどうか不断に検証をしているのか。そのような評価の仕組みが必要ではないか
- 民間で現に行っていないとしている訓練は、民業圧迫が原因なのではないか
- 入札方法、実施要項等の工夫により指導者の質の確保は可能